

「誠修高等学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ただし、対象生徒本人が心身の苦痛を感じていない場合もあることを留意する。

(学校及び職員の責務)

学校は、学校内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全職員は保護者他関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

A 学校におけるいじめの防止

- ① 「誠実・親和・敬愛」の校訓のもと、いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気や学校全体に醸成していき、いじめに繋がるような些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、総合的学習の時間（7つの習慣J）を中心に教育活動全般を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が、自主的に行う諸活動を支援する。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権学習講演会・作文発表会を実施する。

B いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

- a 生徒対象いじめアンケート 年2回（7月、12月）
- b 教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査 年3回（7月、12月、3月）

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- a スクールアドバイザーの活用
- b 生徒指導部内に相談窓口を設置

C いじめ防止等のための対策に従事する人材の育成及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

- ①学校基本方針の共通理解を図る研修会及び「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施
- ②外部講師を招聘しての研修会の実施

D インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また、効果的に対処できるよう対策を講じる。
- ②インターネットにかかる諸問題の対策に必要な啓発活動として、生徒、保護者、学校関係者を対象とするインターネット研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

A いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導部長、生徒支援担当、学年主任、養護教諭、スクールアドバイザー

<活動>

- ① アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- ② 学校内において発生している生徒間の諸問題を学校全体で共有すること。
- ③ いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ④ いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催>

- ①対策委員会を定例会として行い、学校全体で問題を共有できるようにする。
- ②いじめ事案発生時は緊急開催とする。

B いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、設置者及び知事に速やかに報告する。
- ② 関連機関と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) その他の事項

いじめの防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、いじめ防止について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意するとともに、保護者からの意見も聴取するよう留意する。